

函館工業高等専門学校総合学生支援センター規程

平成26年3月27日

函高専達第25号

(趣旨)

第1条 この規程は、函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)内部組織等規程(平成7年10月20日函高専達第11号)第13条第2項の規定に基づき、本校総合学生支援センター(以下「センター」という。)の業務及び運営並びに組織等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、学習支援、学生相談及び進路支援を推進し、学業、メンタルヘルス及び留学生支援など、学生に対する総合的な支援を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 総合学生支援の活動に必要な調査及び分析に関すること。
- 二 学習支援に係る企画、立案及び実施等に関すること。
- 三 学生相談に関する事業の企画、立案及び実施等に関すること。
- 四 進路支援に関する立案、支援の推進並びに支援体制の充実に関すること。
- 五 前三号のほか、女子学生及び外国人留学生の支援に関すること。
- 六 センターの施設設備の維持管理に関すること。
- 七 その他センターの運営に関すること。

(室)

第4条 センターに、次に掲げる室を置き、各室にそれぞれ室長を置く。

- 一 学習支援室
- 二 学生相談室
- 三 進路支援室
- 四 女子学生支援室
- 五 留学生支援室

2 室の管理運営及び組織等に関する事項は、校長が別に定める。

(組織)

第5条 センターは、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 センター長

- 二 教務主事
- 三 寮務主事
- 四 専攻科長
- 五 学年主任
- 六 室長
- 七 学生課長
- 八 学生課総合学生支援センター事務室長
- 九 その他校長が必要と認めた者

2 センターに、必要に応じ副センター長を置くことができる。

(センター長等)

第6条 センター長は、校長が指名する者をもって充てる。

- 2 センター長は、校長の命を受け、センターの業務を掌理する。
- 3 副センター長は、教授及び准教授のうちから校長が指名する。
- 4 副センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。

(室長)

第7条 室長は、第4条第1項に定める室ごとに、教授及び准教授（独立行政法人国立高等専門学校機構有期雇用教職員就業規則(平成23年3月30日機構規則第102号)第2条第2項第五号及び独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤教職員就業規則(平成16年4月1日機構規則第11号)第2条第2項第五号に規定する特命教授、特命准教授を含む。）のうちから校長が指名する。

- 2 室長は、センター長の命を受け、各室の業務に従事する。
- 3 室長の任期は1年とし、再任を妨げない。

(庶務)

第8条 センターの事務は、学生課総合学生支援センター事務室において処理する。

(雑則)

第9条 センターの管理運営に関し、重要な事項については、本校運営会議の議を経なければならない。

- 2 この規程に定めるもののほか、センターの管理運営に必要な事項は校長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 函館工業高等専門学校学生相談室規程(平成8年5月20日函高専達第4号)
- (2) 函館工業高等専門学校キャリア教育センター規程(平成18年2月13日函高専達第29号)
- (3) 函館工業高等専門学校学習支援室規程(平成22年1月18日制定)
- (4) 函館工業高等専門学校キャリア教育センター運営委員会規程(平成18年2月13日函高専達第30号)

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日函高専達第44号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月10日函高専達第13号)

この規程は、平成29年4月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成30年3月12日函高専達第85号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月25日函高専達第12号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月24日函高専達第25号、函高専達第34号)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 函館工業高等専門学校キャリアセンター規程(平成29年4月10日函高専達第2号)は廃止する。

附 則(令和5年11月14日函高専達第2号)

この規程は、令和5年11月14日から施行する。